

公益財団法人世界緑茶協会常勤役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人世界緑茶協会（以下「協会」という。）の定款第31条に基づき、常勤役員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の決定)

第3条 常勤役員の年間報酬額は、1人当たり650万円以内とし、評議員会において決定する。

(報酬等の支給)

第4条 常勤役員には、職務執行の対価として報酬及び費用を支給することができる。支給方法は、給与規程、旅費規程の例による。

- (1) 常勤役員の報酬は月額とする。
- (2) 常勤役員には、賞与及び退職手当を支給しない。
- (3) 常勤役員には、その通勤の実態に応じ通勤手当を支給する。
- (4) 常勤役員には、その職務の執行に当たって負担した費用を支給する。

(保険関係)

第5条 常勤役員に対する健康保健法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等の適用については、それぞれの法律の定めるところによる。

(災害補償)

第6条 業務上の事由により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(公表)

第7条 協会はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法

律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人世界緑茶協会の設立登記の日から施行する。

理事、監事及び評議員の報酬等の支払基準について

公益財団法人世界緑茶協会

○報酬等の区分

区分		支給基準
評議員		無報酬
理事	常勤	支給可能（定款(案)第 31 条）
		年俸制 （常勤役員の報酬等に関する規程（案）による）
	非常勤	無報酬
監事		無報酬

○定款(案)の条文抜粋

（評議員の報酬等）

第 18 条 評議員は、無報酬とする。

（役員報酬等）

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。